令和７年度　富岡市立西小学校いじめ防止基本方針

〈　目指す学校　〉

○児童の安全を守り、児童が安心してすごせる学校
○一人一人の児童に楽しさや生きる喜びを体得させ、個々の個性やよさの伸長をを図る学校
○きまりを守り、集団生活の場を大切にし、児童相互のあたたかい人間関係を育む学校
○落ち着いて学習し、本気で学び、高め合う学校

Ⅰ　「富岡市立西小学校いじめ防止基本方針」策定の意義及び基本的な考え

１　「富岡市立西小学校いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであり、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。昨今のSNSの普及やインターネット等を介した、いわゆる「ネット上のいじめ」や、多様性に関するいじめ等、いじめの背景が複雑化・多様化する中、実態に応じた適切な未然防止を図る必要がある。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会全体で対峙することが必要である。

また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市の「いじめ防止基本方針」を受け、本校の「いじめ防止に向けた取組方針」を策定する。

２　いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

(1)　年間を通して人権教育を実施するとともに、いじめ防止等の対策により、本校の児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
(2)　いじめ防止等の対策においては、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
(3)　いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命を保護することが特に重要であることを認識し、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

Ⅱ　本校の取り組み

１　いじめに対する基本認識

全教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもって指導を行う。

(1)　いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
(2)　いじめられている児童の立場に立ち、生命と人権を絶対に守り通す。
(3)　いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
(4)　平素より保護者との信頼関係づくりをするとともに、地域や関係機関との連携協力に努める。
(5)　富岡中学校区において「いじめ防止こども会議」を実施し、いじめ問題を自分ごととして捉え考えられる児童の育成を行う。

２　未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開すると共に、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

(1)　より良い人間関係を築く学級運営・学校運営に努める。
道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深め、望ましい人間関

係を作ると共に、異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、互いの違いを理解し、良さを認め合える環境をつくる。

(2) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
児童会において、児童が自発的・自主的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導・支援する。また、いじめ防止子ども会議等の取組を支援する。

(3) 日常的に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検・情報交換をして、改善充実を図る。日頃の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を共通理解しておく。

(4) 教職員の研修の機会を設け、適切な対応ができるよう研修を行う。
いじめ問題対策マニュアルや指導資料の活用を行うと共に、いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた対応力を向上させるため、研究協議や演習等を取り入れた研修を実施する。
教職員が言動に注意し、いじめを誘発･助長･黙認することがないようにする。

(5) 学校生活での悩みの解消を回るために、いじめの相談体制を整え、積極的にスクールカウンセラー等を活用する。

(6) 教育課程全体を通して、児童がインターネットの問題の対応やSNSの使用に対して、正しい知識を身に付けることができるよう、組織的な指導に努める。

(7) コミュニティースクールを通じ、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(8) SCと連携しSOSの出し方教室を実施したり、インターネットの使い方教室、人権教室、学校保健委員会等でメディアの使い方について学習したりする場を設ける。

３　早期発見に向けて

学校は組織力を生かし早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(1) 児童の声に耳を傾ける。(なかよしアンケートの実施、個別面談等)

(2) 児童の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール、情報モラル教室、校内での情報交換と相談会議の開催等)

(3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話連絡、家庭訪問、ＰＴＡの会議等)

(4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

(5) 異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し互いの違いを理解し認め会える雰囲気を作りに努める。

(6) SCや心の相談員、SSWが身近に感じるような関係作りに努める。

４　いじめ問題が発覚した場合の緊急対応と早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

(1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な複数対応で事実確認を行う。

(2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

(3) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

(4) いじめる児童には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。

(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

(6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、再度おこらないようにする。

(7) 必要に応じて、県が設置しているいじめ問題対策チームの活用を図る。

５　重大事態への対処

(1) いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと認められる場合は、教育委員会の指導により調査委員会を設置し、速やかに調査を行うとともに、調査結果を教育委員会に報告する。また必要に応じて警察と連携を図る。

(2) 重大事態が発生した際には、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて保護者会を実施する。